

つぎの文章を読んで、答えてください。

(1) 神戸市立工業高等専門学校は、1990年から、体育の種目として剣道を採用することとして、入試説明会などの機会に入学希望者に説明していた。

(2) 生徒Aは、1990年に同校に入学したが、信仰を理由に剣道の実技には参加せず、準備体操が終わった後は、実技のあいだ、格技場の隅で正座し、見学していた。Aは実技の代わりに見学レポートを提出しようとしたが、学校側は受け取らず、そのほかの代替措置もいっさい行わず、Aを欠席として扱った。Aは、体育以外の成績は優秀であったが、体育の単位が認められず、第2学年に進級できなかった。翌年も同じ状態が続いたため、2年続けての留年となって、結局退学処分を受けた。

(3) そこでAは、進級拒否と退学処分の取り消しを求めて裁判を起こした。神戸地方裁判所は、学校側の決定に誤りはなかったとして、Aの主張を認めなかった。その後、高等裁判所、最高裁判所で争われている。

あなたが裁判官ならば、どのような判決を下しますか。1000字以上1200字程度で述べてください。

<参考>

平成5年2月22日「進級拒否処分取消請求事件」判例（神戸地方裁判所）

平成6年12月22日「進級拒否処分取消請求控訴，退学命令処分等取消請求控訴事件」判例（大阪高等裁判所）

平成8年3月8日「進級拒否処分取消、退学命令処分等取消」判例（最高裁判所）